官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律第二条第二項の規定による財産使用の承認手続に関する省令を廃止する省令（厚生労働一〇六）　二
○事業性融資の推進等に関する法律施行令第二十二条第一項の規定に基づき金融庁長官の指定する企業価値担保権信託会社を定める件の一部を改正する件（金融庁三六）　二
〔法規的告示〕
○銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件（金融庁三七）　二
○労働金庫代理業者に係る労働金庫代理業の許可がその効力を失った件（金融庁・厚生労働三）　三
○健康増進法の規定に基づく登録試験機関の登録事項の変更の件（消費者庁九）　三
○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（農林水産八二七）　五
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通七八五）　五
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同七八六）　八
○道路に関する件（中国地方整備局七四）　八
〔その他告示〕
○銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件（金融庁三七）　二
○労働金庫代理業者に係る労働金庫代理業の許可がその効力を失った件（金融庁・厚生労働三）　三
○健康増進法の規定に基づく登録試験機関の登録事項の変更の件（消費者庁九）　三
○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（農林水産八二七）　五
○砂防法第二条の土地を指定する件（国土交通七八五）　五
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同七八六）　八
○道路に関する件（中国地方整備局七四）　八
〔国会事項〕
官庁事項
登録検査機関の登録の更新に関する公示（国土交通省）　八
登録小型船舶教習所の登録事項の変更に関する公示（東北運輸局）　九
〔官庁報告〕
産業
日本産業規格
（厚生労働省、経済産業省・国土交通省）　九
労働
船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示（九州運輸局最低賃金公示四）　一〇
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について
（厚生労働省）　一〇
〔公　告〕
諸事項
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　二六

省　令

○厚生労働省令第百六号

財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律第二条第二項の規定による財産使用の承認手続に関する省令を廃止する省令を次のように定める。

令和八年六月二十五日

厚生労働大臣　上野賢一郎

財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律第二条第二項の規定による財産使用の承認手続に関する省令を廃止する省令

財団法人日本遺族会に対する国有財産の無償貸付に関する法律第二条第二項の規定による財産使用の承認手続に関する省令（昭和三十二年厚生省令第一号）は、廃止する。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

法規的告示

○金融庁告示第三十六号

事業性融資の推進等に関する法律施行令（令和七年政令第二百四十三号）第二十二条第一項の規定に基づき、事業性融資の推進等に関する法律施行令第二十二条第一項の規定に基づき金融庁長官の指定する企業価値担保権信託会社を定める件（令和八年金融庁告示第二十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

令和八年六月二十五日

金融庁長官　伊藤　豊

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
事業性融資の推進等に関する法律施行令（令和七年政令第二百四十三号）第二十二条第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する企業価値担保権信託会社を次のように定め、令和八年五月二十五日から適用する。	［同上］
［一～十八　略］	［一～十八　同上］
十九　株式会社イオン銀行	［号を加える。］
二十　株式会社ＳＢＪ銀行	十九～二十一　［同上］
二十一～二十三　［略］	

備考　表中の［　］の記載は注記である。

その他告示

○金融庁告示第三十七号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の五十七第一号の規定により、次の銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失ったので、同法第五十六条第十二号の規定に基づき、告示する。

令和八年六月二十五日

金融庁長官　伊藤　豊

一　銀行代理業者名　髙岡実千代
主たる営業所又は事務所の所在地　北海道日高郡新ひだか町静内豊畑百三十五―二
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和八年一月三十一日
許可番号　中国財務局長（銀代）第百四十二号

二　銀行代理業者名　岡　千登世
主たる営業所又は事務所の所在地　山口県岩国市美川町小川四百三十七番地二十八
許可年月日　平成二十六年二月二十五日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和八年一月三十一日
許可番号　近畿財務局長（銀代）第九十二号

三　銀行代理業者名　中島さと子
主たる営業所又は事務所の所在地　北海道紋別郡雄武町字雄武千八百四十―五十三
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和八年二月二日
銀行代理業者名　奥村　瞳
主たる営業所又は事務所の所在地　熊本県下益城郡美里町払川二百七十七番地一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和八年二月二日
許可番号　四国財務局長（銀代）第八十八号

四　銀行代理業者名　株式会社ゆうちょ銀行
主たる営業所又は事務所の所在地　北海道苫小牧市啓北町一丁目十四番十五号
許可年月日　平成二十七年四月七日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和八年二月二十八日
許可番号　東北財務局長（銀代）第三百六十一号

五　銀行代理業者名　福永　正規
主たる営業所又は事務所の所在地　兵庫県加西市畑町四十二番地の五
許可年月日　平成二十五年五月二十九日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和八年二月二日
許可番号　株式会社ゆうちょ銀行

六　銀行代理業者名　菊池イツ代
主たる営業所又は事務所の所在地　愛媛県八幡浜市郷三番耕地五番地一
許可年月日　平成二十八年三月九日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和八年二月二日

七　銀行代理業者名　松本　節子
主たる営業所又は事務所の所在地　長崎県島原市有明町大三東丙百四十九―一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和八年二月二日

八　銀行代理業者名　緒方　満子
主たる営業所又は事務所の所在地　熊本県上天草市大矢野町維和四千九百八十七番地
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和八年二月二日
許可番号　北海道財務局長（銀代）第八十一号

九　銀行代理業者名　鈴木　道代
主たる営業所又は事務所の所在地　北海道苫小牧市啓北町一丁目十四番十五号
許可年月日　平成二十七年四月七日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和八年二月二十八日
許可番号　東北財務局長（銀代）第三百六十一号

十　銀行代理業者名　奥友　栄子
主たる営業所又は事務所の所在地　岩手県花巻市胡四王一丁目十六番地十三
許可年月日　令和五年十二月十二日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和八年二月二十八日

十一　銀行代理業者名　佐藤世理子
主たる営業所又は事務所の所在地　宮城県登米市迫町新田字上葉ノ木沢一
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和八年二月二十八日

十二　許可番号　東北財務局長（銀代）第百二十六号

銀行代理業者名　深谷江理子
主たる営業所又は事務所の所在地　秋田県大仙市大曲西根字中西根六十番二
許可年月日　平成二十四年八月二十四日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和八年二月二十八日

十三　許可番号　中国財務局長（銀代）第六十六号
銀行代理業者名　勝本　高志
主たる営業所又は事務所の所在地　島根県松江市西生馬町五番地三
許可年月日　平成二十二年五月十九日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和八年二月二十八日

十四　許可番号　四国財務局長（銀代）第二十二号
銀行代理業者名　矢野　玉惠
主たる営業所又は事務所の所在地　高知県幡多郡三原村上下長谷三百八十四番地一
許可年月日　平成二十一年十二月二十一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和八年二月二十八日

十五　許可番号　関東財務局長（銀代）第二百六十四号
銀行代理業者名　三俣　太
主たる営業所又は事務所の所在地　長野県長野市アークス一番三十二号
許可年月日　平成二十六年十二月十五日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和八年三月二日

十六　銀行代理業者名　佐藤　良子
主たる営業所又は事務所の所在地　長野県上田市真田町長三百三十二―六
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和八年三月二日

十七　許可番号　近畿財務局長（銀代）第十九号
銀行代理業者名　北村　隆
主たる営業所又は事務所の所在地　滋賀県長浜市本庄町七百六十番地
許可年月日　平成二十年七月二十九日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和八年三月二日

十八　銀行代理業者名　山口　栄理
主たる営業所又は事務所の所在地　兵庫県神戸市西区平野町西戸田四百三番地の一・四百四番地合併地二
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和八年三月二日

十九　銀行代理業者名　窪田　洋子
主たる営業所又は事務所の所在地　長野県諏訪郡富士見町落合二千三百三十六
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和八年三月五日

二十　許可番号　関東財務局長（銀代）第五十四号
銀行代理業者名　住吉　里子
主たる営業所又は事務所の所在地　新潟県佐渡市羽茂村山千七百三十六―十四
許可年月日　平成二十一年三月二十六日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和八年三月十七日

二十一　許可番号　九州財務局長（銀代）第二百七十九号
銀行代理業者名　林　信親
主たる営業所又は事務所の所在地　鹿児島県熊毛郡屋久島町口永良部島五百十六番地
許可年月日　平成二十九年四月三日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和八年三月十七日

二十二　銀行代理業者名　高橋ひろみ
主たる営業所又は事務所の所在地　北海道岩内郡共和町南幌似三十―十八
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和八年三月二十一日

二十三　銀行代理業者名　増田　展行
主たる営業所又は事務所の所在地　長崎県南松浦郡新上五島町荒川郷三十七―二
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和八年三月二十八日

二十四　銀行代理業者名　岩崎美智子
主たる営業所又は事務所の所在地　鹿児島県出水市住吉町二十六―二十五
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和八年三月二十八日

二十五　許可番号　関東財務局長（銀代）第三百二十五号
銀行代理業者名　菊池　玲江
主たる営業所又は事務所の所在地　茨城県水戸市柳河町七百三十五番地
許可年月日　平成三十年二月二十七日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和八年三月三十一日

二十六　銀行代理業者名　齋藤　照尚
主たる営業所又は事務所の所在地　栃木県日光市藤原二百八十四
許可年月日　平成十九年十月一日
所属銀行の商号　株式会社ゆうちょ銀行
失効年月日　令和八年三月三十一日

許可番号　中国財務局長（労金代）第二号
基〇八一二第一号
労働金庫代理業者名　株式会社中国労金ビジネスサービス
主たる営業所又は事務所の所在地　広島県広島市南区稲荷町一―十四
許可年月日　平成二十六年八月十二日
所属労働金庫の名称　中国労働金庫
失効年月日　令和八年三月三十一日

○金融庁厚生労働省告示第三号

労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第九十四条第三項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の五十七第一号の規定により、次の労働金庫代理業者に係る労働金庫代理業の許可がその効力を失ったので、同項において準用する同法第五十六条第十二号の規定に基づき、告示する。

令和八年六月二十五日

金融庁長官　伊藤　豊
厚生労働大臣　上野賢一郎

○消費者庁告示第九号

健康増進法（平成十四年法律第百三号）第四十九条の規定に基づき、一般財団法人食品分析開発センターＳＵＮＡＴＥＣが許可試験を行う事業所の所在地について、令和八年四月二十七日をもって変更する旨の届出があったので、同法第六十条第三号の規定に基づき公示する。

令和八年六月二十五日

消費者庁長官　堀井奈津子

設置しようとする事業所の名称及び所在地	設置の日
一般財団法人食品分析開発センターＳＵＮＡＴＥＣ　塩浜ラボ 三重県四日市市宝町一番三号	令和八年四月二十七日

○農林水産省告示第八百二十七号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第五条第一項の規定に基づく品種登録出願及び同法第二十一条の二第一項の規定に基づく届出を受理したので、同法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和八年六月二十五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

Ⅰ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類並びに出願品種の名称

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日
Actinidia Lindl.	E2 GOLD	Baker PVR Limited 746 No 2 Road, Rd 2, Te Puke, 3182, New Zealand	第38347号 令和８年１月10日
Beta vulgaris L. ssp. vulgaris var. saccharifera Alef.	JMS87	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	第38450号 令和８年３月５日
Castanea Mill.	ぽろみつ	〃	第38456号 令和８年３月13日
Chrysanthemum L.	DLFSAKU3	Deliflor Royalties B.V. Korte Kruisweg 163, 2676BS Maasdijk, The Netherlands	第38459号 令和８年３月16日
〃	DLFELYS2	〃	第38460号 令和８年３月16日
〃	DLFSUGA3	〃	第38461号 令和８年３月16日

Flammulina velutipes （Fr.） Sing.	H261FV	株式会社北研 栃木県下都賀郡壬生町中央町13番１号	第38457号 令和８年３月13日
Hydrangea L.	ひまりちおり	塩原卓哉 埼玉県本庄市下野堂２丁目４番２号	第38375号 令和８年１月26日
Ipomoea batatas （L.） Lam.	ゆめほくと	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	第38433号 令和８年２月27日
Matthiola incana （L.） R. Br.	Ｓ子	福花園種苗株式会社 愛知県名古屋市中区松原二丁目９番29号	第38454号 令和８年３月10日
Oryza sativa L.	ことさんさん	滋賀県 滋賀県大津市京町４丁目１番１号	第38424号 令和８年２月24日
〃	あかつきの雫	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	第38451号 令和８年３月５日
Petunia Juss.	KEIPESPAPMOM	京成バラ園芸株式会社 千葉県八千代市大和田新田755番地	第38446号 令和８年３月３日
〃	KEIPEPIYCYAM	〃	第38447号 令和８年３月３日
Rosa L.	SKR22175	イノチオ精興園株式会社 広島県府中市鵜飼町531番地８	第38464号 令和８年３月17日
〃	SKR22233	〃	第38465号 令和８年３月17日
Vicia faba L.	ふくみどり1号	熊谷全弘 千葉県流山市江戸川台東１―81―２	第38176号 令和７年９月１日

Ⅱ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、指定国並びに輸出する行為を制限する旨

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日	指定国	輸出する行為を制限する旨
Beta vulgaris L. ssp. vulgaris var. saccharifera Alef.	JMS87	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	第38450号 令和８年３月５日	なし	登録品種につき品種の育成に関する保護を認めていない国以外の国であって指定国以外の国に種苗を輸出する行為及び当該国に対し最終消費の目的をもって収穫物を輸出する行為を制限する。
Castanea Mill.	ぽろみつ	〃	第38456号 令和８年３月13日	〃	〃
Flammulina velutipes （Fr.） Sing.	H261FV	株式会社北研 栃木県下都賀郡壬生町中央町13番１号	第38457号 令和８年３月13日	〃	〃
Hydrangea L.	ひまりちおり	塩原卓哉 埼玉県本庄市下野堂２丁目４番２号	第38375号 令和８年１月26日	〃	〃
Ipomoea batatas （L.） Lam.	ゆめほくと	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	第38433号 令和８年２月27日	〃	〃
Matthiola incana （L.） R. Br.	Ｓ子	福花園種苗株式会社 愛知県名古屋市中区松原二丁目９番29号	第38454号 令和８年３月10日	〃	〃
Oryza sativa L.	ことさんさん	滋賀県 滋賀県大津市京町４丁目１番１号	第38424号 令和８年２月24日	〃	〃
〃	あかつきの雫	国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 茨城県つくば市観音台三丁目１番地１	第38451号 令和８年３月５日	〃	〃
Petunia Juss.	KEIPESPAPMOM	京成バラ園芸株式会社 千葉県八千代市大和田新田755番地	第38446号 令和８年３月３日	〃	〃

〃	KEIPEPIYCYAM	〃	第38447号 令和８年３月３日	〃	〃
Vicia faba L.	ふくみどり1号	熊谷全弘 千葉県流山市江戸川台東１―81―２	第38176号 令和７年９月１日	〃	〃

Ⅲ　品種登録出願の番号及び年月日、出願者の氏名又は名称及び住所又は居所、出願品種の属する農林水産植物の種類、出願品種の名称、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

出願品種の属する農林水産植物の種類	出願品種の名称	出願者の氏名又は名称及び住所又は居所	品種登録出願の番号及び年月日	指定地域	生産する行為を制限する旨
Oryza sativa L.	ことさんさん	滋賀県 滋賀県大津市京町４丁目１番１号	第38424号 令和８年２月24日	滋賀県	指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する。
Vicia faba L.	ふくみどり1号	熊谷全弘 千葉県流山市江戸川台東１―81―２	第38176号 令和７年９月１日	千葉県流山市	〃

○国土交通省告示第七百八十五号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

令和八年六月二十五日

国土交通大臣　金子　恭之

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

大巻川

二　砂防法第二条の土地の表示

長野県下水内郡栄村大字堺の区域内の土地のうち、次の一点から三百五十七点までを順次結んだ線及び一点と三百五十七点を結んだ線に囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	36°56′25.7767″	138°32′14.0767″
2	36°56′27.1307″	138°32′13.0756″
3	36°56′28.6167″	138°32′14.9125″
4	36°56′30.8367″	138°32′16.8064″
5	36°56′32.2158″	138°32′16.9513″
6	36°56′34.2328″	138°32′18.1102″
7	36°56′34.4128″	138°32′19.3692″
8	36°56′36.3568″	138°32′20.1900″
9	36°56′37.1628″	138°32′21.6760″
10	36°56′38.4108″	138°32′22.5389″
11	36°56′40.0579″	138°32′24.0818″
12	36°56′40.6849″	138°32′24.1598″
13	36°56′42.3779″	138°32′24.9727″
14	36°56′43.6950″	138°32′24.8266″
15	36°56′44.5640″	138°32′25.2796″
16	36°56′46.0730″	138°32′25.4705″
17	36°56′46.1910″	138°32′25.9635″
18	36°56′47.6561″	138°32′26.4975″
19	36°56′48.0041″	138°32′27.1104″
20	36°56′48.5931″	138°32′29.2694″
21	36°56′48.9771″	138°32′30.1134″
22	36°56′49.1451″	138°32′30.4774″
23	36°56′50.2771″	138°32′29.7583″
24	36°56′50.5591″	138°32′29.2493″
25	36°56′51.2962″	138°32′29.0093″
26	36°56′52.3142″	138°32′29.1892″
27	36°56′52.8852″	138°32′29.8222″
28	36°56′52.9102″	138°32′30.1932″
29	36°56′53.0462″	138°32′30.9521″
30	36°56′53.2452″	138°32′31.5091″
31	36°56′53.6672″	138°32′31.7261″
32	36°56′54.3752″	138°32′31.6181″
33	36°56′55.5303″	138°32′31.3090″
34	36°56′57.1943″	138°32′31.2790″
35	36°56′58.0384″	138°32′32.7959″
36	36°56′57.2183″	138°32′34.2499″
37	36°56′57.0933″	138°32′34.7599″
38	36°56′58.0253″	138°32′34.7919″
39	36°56′58.6084″	138°32′35.1479″
40	36°56′59.1454″	138°32′34.4828″
41	36°56′59.3444″	138°32′33.4308″
42	36°57′00.3365″	138°32′32.4228″
43	36°57′02.3235″	138°32′32.3457″
44	36°57′02.9445″	138°32′31.8976″
45	36°57′04.1496″	138°32′31.6506″
46	36°57′06.2357″	138°32′31.9924″
47	36°57′06.8687″	138°32′32.0104″
48	36°57′08.1757″	138°32′30.8484″
49	36°57′09.3038″	138°32′31.7173″
50	36°57′10.6698″	138°32′32.2752″
51	36°57′12.0228″	138°32′31.9952″
52	36°57′15.0410″	138°32′32.2440″
53	36°57′15.5530″	138°32′30.8179″
54	36°57′14.1109″	138°32′29.2990″
55	36°57′13.1069″	138°32′21.7761″
56	36°57′13.7457″	138°32′19.0394″
57	36°57′15.0400″	138°32′12.4928″
58	36°57′16.2378″	138°32′04.6630″
59	36°57′17.1843″	138°32′02.3234″
60	36°57′17.8822″	138°32′03.5711″
61	36°57′16.9002″	138°32′13.7692″
62	36°57′15.4475″	138°32′19.5113″
63	36°57′14.8220″	138°32′24.2530″
64	36°57′15.9820″	138°32′27.7219″
65	36°57′17.9551″	138°32′29.2438″
66	36°57′19.2461″	138°32′29.4997″
67	36°57′20.6932″	138°32′29.5617″
68	36°57′21.3262″	138°32′30.1276″
69	36°57′22.5932″	138°32′30.3676″
70	36°57′24.3343″	138°32′29.2234″
71	36°57′25.3023″	138°32′29.7774″
72	36°57′26.6794″	138°32′29.3913″
73	36°57′27.2074″	138°32′30.2323″
74	36°57′27.2624″	138°32′32.0463″
75	36°57′28.4984″	138°32′31.2422″

76	36°57′29.4115″	138°32′31.4592″
77	36°57′29.9945″	138°32′31.9001″
78	36°57′30.6285″	138°32′31.8931″
79	36°57′30.9755″	138°32′32.4661″
80	36°57′31.4975″	138°32′32.6911″
81	36°57′31.9935″	138°32′32.7920″
82	36°57′33.1266″	138°32′31.7400″
83	36°57′33.9086″	138°32′31.7479″
84	36°57′34.5106″	138°32′32.3609″
85	36°57′35.1677″	138°32′32.6199″
86	36°57′35.6947″	138°32′33.2778″
87	36°57′36.6327″	138°32′33.5878″
88	36°57′36.9547″	138°32′34.0437″
89	36°57′37.8987″	138°32′34.4087″
90	36°57′38.4888″	138°32′34.4317″
91	36°57′39.1658″	138°32′34.5716″
92	36°57′39.5878″	138°32′34.3786″
93	36°57′40.2278″	138°32′33.7826″
94	36°57′41.3769″	138°32′33.7295″
95	36°57′41.6689″	138°32′33.8765″
96	36°57′42.3779″	138°32′34.6795″
97	36°57′43.2289″	138°32′34.7964″
98	36°57′44.8659″	138°32′35.5383″
99	36°57′45.3379″	138°32′36.0153″
100	36°57′47.4730″	138°32′37.5412″
101	36°57′47.5909″	138°32′38.0702″
102	36°57′47.7400″	138°32′38.8251″
103	36°57′47.6089″	138°32′39.8172″
104	36°57′48.2609″	138°32′40.4691″
105	36°57′49.2849″	138°32′40.6171″
106	36°57′49.6700″	138°32′40.8181″
107	36°57′49.9990″	138°32′40.8260″
108	36°57′50.8130″	138°32′41.0510″
109	36°57′51.2230″	138°32′41.3779″
110	36°57′51.8620″	138°32′41.9899″
111	36°57′52.4330″	138°32′42.8489″
112	36°57′52.4260″	138°32′43.4139″
113	36°57′52.8110″	138°32′43.4919″
114	36°57′53.3790″	138°32′43.4608″
115	36°57′53.5900″	138°32′43.3678″
116	36°57′53.8750″	138°32′43.2678″
117	36°57′54.3350″	138°32′42.9198″
118	36°57′55.0100″	138°32′42.8658″
119	36°57′55.6430″	138°32′43.1007″
120	36°57′56.2020″	138°32′43.6807″
121	36°57′57.2640″	138°32′44.1146″
122	36°57′57.6050″	138°32′44.0146″
123	36°57′58.1951″	138°32′43.5196″
124	36°57′58.8220″	138°32′43.5125″
125	36°57′59.3501″	138°32′43.2875″
126	36°58′00.0211″	138°32′43.3325″
127	36°58′00.4621″	138°32′43.4334″
128	36°58′01.4861″	138°32′43.9374″
129	36°58′01.8461″	138°32′44.7804″
130	36°58′02.1751″	138°32′45.3533″
131	36°58′02.2821″	138°32′45.3773″
132	36°58′02.4631″	138°32′45.1683″
133	36°58′02.7361″	138°32′44.9203″
134	36°58′03.2141″	138°32′44.5413″
135	36°58′03.6121″	138°32′44.3173″
136	36°58′04.2121″	138°32′44.2322″
137	36°58′05.4422″	138°32′44.2491″
138	36°58′05.9692″	138°32′44.1101″
139	36°58′06.2491″	138°32′43.9271″
140	36°58′06.5782″	138°32′43.1611″
141	36°58′07.7582″	138°32′42.4250″
142	36°58′08.4102″	138°32′42.4180″
143	36°58′08.9823″	138°32′42.0219″
144	36°58′09.5603″	138°32′41.7509″
145	36°58′10.3443″	138°32′41.6438″
146	36°58′11.0333″	138°32′41.3068″
147	36°58′11.2633″	138°32′40.9658″
148	36°58′11.6033″	138°32′40.5858″
149	36°58′12.5473″	138°32′39.9047″
150	36°58′13.8773″	138°32′39.6456″
151	36°58′14.0883″	138°32′39.4296″
152	36°58′14.9513″	138°32′38.9735″
153	36°58′15.5603″	138°32′39.4295″
154	36°58′16.7903″	138°32′38.6394″
155	36°58′17.9663″	138°32′37.5083″
156	36°58′18.5063″	138°32′37.4553″
157	36°58′19.0403″	138°32′37.2152″
158	36°58′20.1933″	138°32′35.9942″
159	36°58′20.9513″	138°32′35.7011″
160	36°58′21.4733″	138°32′35.3530″
161	36°58′22.0013″	138°32′35.1520″
162	36°58′22.4543″	138°32′35.1060″
163	36°58′22.9073″	138°32′34.9360″
164	36°58′23.4543″	138°32′35.0679″
165	36°58′25.9002″	138°32′36.6377″
166	36°58′26.6222″	138°32′36.6927″
167	36°58′27.3671″	138°32′36.5767″
168	36°58′28.7561″	138°32′36.9856″
169	36°58′29.3601″	138°32′37.3236″
170	36°58′29.6071″	138°32′37.5805″
171	36°58′30.7790″	138°32′39.7115″
172	36°58′32.0519″	138°32′40.7054″
173	36°58′33.0389″	138°32′40.9464″
174	36°58′34.8519″	138°32′41.0862″
175	36°58′35.6909″	138°32′41.6502″
176	36°58′36.1558″	138°32′42.3162″
177	36°58′36.2548″	138°32′42.7422″
178	36°58′36.4738″	138°32′43.0522″
179	36°58′36.5048″	138°32′43.2612″
180	36°58′35.7798″	138°32′44.1392″
181	36°58′35.4198″	138°32′44.9602″
182	36°58′35.1098″	138°32′44.2633″
183	36°58′34.7748″	138°32′43.4893″
184	36°58′34.2529″	138°32′43.1973″
185	36°58′33.8309″	138°32′43.1353″
186	36°58′33.2099″	138°32′43.1044″
187	36°58′32.1169″	138°32′43.3354″
188	36°58′30.7259″	138°32′42.3905″
189	36°58′30.6890″	138°32′42.1275″

190	36°58′29.4970″	138°32′41.3496″
191	36°58′29.2860″	138°32′40.9476″
192	36°58′28.8170″	138°32′40.3146″
193	36°58′28.4690″	138°32′40.2126″
194	36°58′27.8731″	138°32′39.8247″
195	36°58′27.3271″	138°32′39.2807″
196	36°58′27.1281″	138°32′38.8937″
197	36°58′25.4501″	138°32′38.8468″
198	36°58′24.2582″	138°32′38.1799″
199	36°58′23.7732″	138°32′37.7779″
200	36°58′22.9422″	138°32′37.0650″
201	36°58′22.0852″	138°32′37.2970″
202	36°58′20.7062″	138°32′38.1201″
203	36°58′19.9732″	138°32′38.9092″
204	36°58′18.6332″	138°32′39.5673″
205	36°58′17.4882″	138°32′40.2484″
206	36°58′16.0722″	138°32′41.2535″
207	36°58′14.7563″	138°32′41.1446″
208	36°58′14.4703″	138°32′41.3916″
209	36°58′13.7003″	138°32′41.5156″
210	36°58′13.1533″	138°32′41.6077″
211	36°58′12.8933″	138°32′41.8707″
212	36°58′12.4833″	138°32′42.1957″
213	36°58′11.9882″	138°32′42.8148″
214	36°58′11.0563″	138°32′43.3398″
215	36°58′10.4852″	138°32′43.5259″
216	36°58′09.7372″	138°32′43.6339″
217	36°58′09.5512″	138°32′43.8499″
218	36°58′08.8932″	138°32′44.2210″
219	36°58′08.2842″	138°32′44.2360″
220	36°58′07.7372″	138°32′44.5920″
221	36°58′07.3031″	138°32′45.2111″
222	36°58′06.6441″	138°32′45.7831″
223	36°58′05.9361″	138°32′46.0921″
224	36°58′04.3841″	138°32′46.0602″
225	36°58′03.9011″	138°32′46.1993″
226	36°58′03.3170″	138°32′46.7873″
227	36°58′02.7460″	138°32′47.1433″
228	36°58′02.4580″	138°32′47.2203″
229	36°58′02.1480″	138°32′47.1584″
230	36°58′01.7130″	138°32′47.1584″
231	36°58′01.2290″	138°32′46.8364″
232	36°58′00.3230″	138°32′45.3805″
233	36°57′59.6520″	138°32′45.1635″
234	36°57′59.1680″	138°32′45.3175″
235	36°57′58.6710″	138°32′45.3335″
236	36°57′58.1120″	138°32′45.7976″
237	36°57′57.1560″	138°32′46.0596″
238	36°57′56.4980″	138°32′45.7717″
239	36°57′55.3920″	138°32′45.2467″
240	36°57′54.8480″	138°32′44.7207″
241	36°57′54.2019″	138°32′45.0608″
242	36°57′53.4049″	138°32′45.3849″
243	36°57′52.8589″	138°32′45.4159″
244	36°57′52.0139″	138°32′45.2509″
245	36°57′51.2819″	138°32′44.8000″
246	36°57′51.0829″	138°32′44.1190″
247	36°57′51.0589″	138°32′43.5340″
248	36°57′50.9349″	138°32′43.3940″
249	36°57′50.6369″	138°32′43.1000″
250	36°57′50.2769″	138°32′42.8370″
251	36°57′49.8789″	138°32′42.6510″
252	36°57′49.5309″	138°32′42.7751″
253	36°57′48.6999″	138°32′42.3721″
254	36°57′48.4009″	138°32′42.3711″
255	36°57′47.9919″	138°32′42.3402″
256	36°57′47.4699″	138°32′42.2632″
257	36°57′46.7499″	138°32′41.5042″
258	36°57′46.4149″	138°32′41.0242″
259	36°57′46.2289″	138°32′40.6062″
260	36°57′45.9929″	138°32′40.0893″
261	36°57′46.2289″	138°32′38.9132″
262	36°57′46.1299″	138°32′38.6813″
263	36°57′44.6549″	138°32′37.7073″
264	36°57′44.0829″	138°32′37.1803″
265	36°57′43.6609″	138°32′36.9614″
266	36°57′42.9409″	138°32′36.6204″
267	36°57′42.3929″	138°32′36.4965″
268	36°57′42.0329″	138°32′36.4035″
269	36°57′41.5728″	138°32′36.3105″
270	36°57′41.1008″	138°32′35.7065″
271	36°57′40.6038″	138°32′36.1865″
272	36°57′40.0698″	138°32′36.4646″
273	36°57′39.6728″	138°32′36.4486″
274	36°57′39.1388″	138°32′36.5566″
275	36°57′38.5427″	138°32′36.2627″
276	36°57′37.6977″	138°32′36.2307″
277	36°57′36.7047″	138°32′35.9828″
278	36°57′34.7946″	138°32′34.9139″
279	36°57′34.3966″	138°32′34.4499″
280	36°57′33.5646″	138°32′33.9850″
281	36°57′33.0536″	138°32′34.4180″
282	36°57′32.4205″	138°32′34.7120″
283	36°57′31.1035″	138°32′34.4941″
284	36°57′29.6015″	138°32′33.8522″
285	36°57′28.8934″	138°32′33.1552″
286	36°57′28.2974″	138°32′33.5263″
287	36°57′27.8994″	138°32′34.3463″
288	36°57′26.8194″	138°32′34.4233″
289	36°57′25.9023″	138°32′33.8634″
290	36°57′25.7163″	138°32′32.8424″
291	36°57′25.6793″	138°32′31.6194″
292	36°57′25.1953″	138°32′31.7274″
293	36°57′24.3633″	138°32′31.3094″
294	36°57′22.9322″	138°32′32.1755″
295	36°57′22.1372″	138°32′32.0516″
296	36°57′19.6901″	138°32′34.1857″
297	36°57′18.1251″	138°32′34.8968″
298	36°57′16.4110″	138°32′35.6389″
299	36°57′10.6118″	138°32′34.1502″
300	36°57′08.9678″	138°32′33.4683″
301	36°57′08.7447″	138°32′33.4063″
302	36°57′08.2597″	138°32′33.0834″
303	36°57′07.5147″	138°32′33.8114″
304	36°57′05.9846″	138°32′33.8955″
305	36°57′04.1536″	138°32′33.4696″
306	36°57′03.5816″	138°32′33.6236″
307	36°57′02.7805″	138°32′34.1577″
308	36°57′01.0545″	138°32′34.2167″

309	36° 57′ 00.9235″	138° 32′ 34.2707″
310	36° 57′ 00.8304″	138° 32′ 34.3558″
311	36° 57′ 00.7684″	138° 32′ 34.4717″
312	36° 57′ 00.7314″	138° 32′ 34.6568″
313	36° 57′ 00.8874″	138° 32′ 36.1837″
314	36° 56′ 59.6584″	138° 32′ 36.5228″
315	36° 56′ 58.9174″	138° 32′ 37.3429″
316	36° 56′ 57.8743″	138° 32′ 36.7529″
317	36° 56′ 55.8863″	138° 32′ 36.5330″
318	36° 56′ 55.6263″	138° 32′ 35.3880″
319	36° 56′ 55.4833″	138° 32′ 34.9330″
320	36° 56′ 55.7393″	138° 32′ 33.7260″
321	36° 56′ 55.7943″	138° 32′ 33.6630″
322	36° 56′ 55.9933″	138° 32′ 33.2610″
323	36° 56′ 55.7513″	138° 32′ 33.2140″
324	36° 56′ 54.7952″	138° 32′ 33.5001″
325	36° 56′ 54.3482″	138° 32′ 33.5541″
326	36° 56′ 53.3542″	138° 32′ 33.6381″
327	36° 56′ 52.5902″	138° 32′ 33.1502″
328	36° 56′ 52.4292″	138° 32′ 33.0342″
329	36° 56′ 52.2612″	138° 32′ 32.9642″
330	36° 56′ 52.1372″	138° 32′ 32.8562″
331	36° 56′ 51.6352″	138° 32′ 31.2952″
332	36° 56′ 51.5792″	138° 32′ 30.8612″
333	36° 56′ 51.4612″	138° 32′ 30.8613″
334	36° 56′ 51.1631″	138° 32′ 31.3252″
335	36° 56′ 50.8361″	138° 32′ 31.4643″
336	36° 56′ 50.4381″	138° 32′ 31.7743″
337	36° 56′ 49.8981″	138° 32′ 32.2453″
338	36° 56′ 48.9951″	138° 32′ 32.5774″
339	36° 56′ 48.0020″	138° 32′ 31.6724″
340	36° 56′ 47.2010″	138° 32′ 30.0925″
341	36° 56′ 46.6740″	138° 32′ 28.2035″
342	36° 56′ 45.0290″	138° 32′ 27.5996″
343	36° 56′ 44.8990″	138° 32′ 27.2126″
344	36° 56′ 44.1219″	138° 32′ 27.0966″
345	36° 56′ 43.3899″	138° 32′ 26.6936″
346	36° 56′ 42.0419″	138° 32′ 26.7777″
347	36° 56′ 40.4118″	138° 32′ 25.9618″
348	36° 56′ 39.4738″	138° 32′ 25.9069″
349	36° 56′ 37.6718″	138° 32′ 24.1260″
350	36° 56′ 36.1128″	138° 32′ 23.1330″
351	36° 56′ 35.3688″	138° 32′ 21.7461″
352	36° 56′ 33.1017″	138° 32′ 20.8092″
353	36° 56′ 32.9167″	138° 32′ 19.3562″
354	36° 56′ 31.9477″	138° 32′ 18.7683″
355	36° 56′ 30.3917″	138° 32′ 18.5974″
356	36° 56′ 28.6507″	138° 32′ 17.2155″
357	36° 56′ 27.7877″	138° 32′ 16.4796″

○国土交通省告示第七百八十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

令和八年六月二十五日

国土交通大臣　金子　恭之

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大巻川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
昭和四十七年建設省告示第八百十九号で指定した同号一〇に掲げる土地の区域
二　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大巻川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
昭和六十三年建設省告示第二千二百十五号で指定した同号一に掲げる土地の区域

○中国地方整備局告示第七十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年六月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年六月二十五日

中国地方整備局長　山本　大志

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　九号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
鳥取県東伯郡湯梨浜町はわい長瀬字高浜一五五六番三から同郡琴浦町大字槻下字五郎塚一五五番一まで	前	一七・八〇～一八八・九一メートル　一二・九五三キロメートル
	後	二二・四六～二〇五・〇七　一二・九五三

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

国会事項

衆議院

円借款で建造されたモロッコ王国・国立漁業研究所の海洋・漁業調査船が西サハラの海域で公然と調査を行っている件に関する質問主意書（山本ジョージ提出）

参議院

会議

六月二十四日（水曜日）午前十時　本会議

議案提出

六月二十三日議員から次の議案が提出された。

児童扶養手当法の一部を改正する等の法律案（高木真理外一名発議）（参第一〇号）

議案付託

六月二十三日議長は、次の衆議院提出案を憲法審査会に付託した。

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一一号）

議案提出

六月二十三日議員から提出した議案は次のとおりである。

自動車盗難対策等の推進に関する法律案（橋本幹彦外三名提出）

盗難自動車等の処分の防止に関する法律案（西岡義高外三名提出）

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律及び刑事訴訟法の一部を改正する法律案（河井昭成外三名提出）

質問書提出

六月二十三日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

官庁報告

官庁事項

船員法第百条の十三第一項に規定する登録検査機関の登録の更新に関する公示

船員法第百条の十三第二項で準用する同法第百条の十二の規定に基づき、次のとおり登録検査機関の登録を更新したので、同法第百条の二十八第一号の規定により、公示する。

令和八年六月二十五日

国土交通大臣　金子　恭之

一　登録有効期間
令和十一年六月十四日まで
二　登録検査機関の名称及び住所並びに代表者の氏名
DNV AS
Veritasveien 1, 1363 HØVIK, 3021 BÆRUM, Norway
Harry Remi Eriksen

三　検査を行う事業所の名称及び所在地

名　　称	所　　在　　地
オスロ事務所	Veritasveien 1, 1363 HØVIK, 3021 BÆRUM, Norway
神戸事務所	兵庫県神戸市中央区御幸通７丁目１番15号　三宮ビル南館11階
横浜事務所	神奈川県横浜市中区桜木町１丁目１番８号　日石横浜ビル14階
釜山事務所	Marine city 2-ro, Haeundae-Gu 8th Floor, Haeundae I-Park, Unti C1, 38, 48120 Busan, Korea
上海事務所	House No. 9, 1591 Hong Qiao Road, Changning District, Shanghai 200336, People's Republic of China
香港事務所	21st Floor, No. 3 Lockhart Road, Wanchai, Hong Kong, People's Republic of China
ハンブルク事務所	Brooktokai 18, 20457 Hamburg, Germany
舟山事務所	Room 2104, Building B Harbour International Building, No. 619 Dingshen Road, Lincheng New District, Zhoushan 316000, People's Republic of China
広州事務所	Room 2804-2808, Goldlion Digital Network Building, No. 138, Tiyu Dong Road, Tianhe District, Guangzhou 510620, People's Republic of China
高雄事務所	6F-3, No. 25, Chenggong 2nd Road, Cianjhen District, Kaohsiung City 806, Taiwan
シンガポール事務所	16 Science Park Drive, 118227, Singapore, Singapore
ロッテルダム事務所	Zwolseweg 1, 2994 LB, Barendrecht, Netherlands
アントワープ事務所	Noorderlaan 147, 2030, Antwerpen, Belgium
ホワイトリー事務所	4300 Parkway, 24 Steel House Solent, Business Park PO15 7FP, Whiteley, United Kingdom
アルヘシラス事務所	Calle pérez arriete S／N, Edificio Nexus, 2nd floor, MOD. 2.2.21, 11204, Algeciras, Spain
グディニャ事務所	Ul. Luzycka 6E, 81-537, Gdynia, Poland
ビーゴ事務所	Rúa Colón n° 28, 7 Planta 36201, Vigo, Spain
パーペンブルク事務所	c／o Meyer Werft GmbH & Co. KG Industriegebiet Süd, 26871 Papenburg, Germany
ブレーマーハーフェン事務所	Am Leuchtturm 10, 27568, Bremerhaven, Germany
天津事務所	B-D-E, 11／F, Building B, Ping An Mansion, No. 59 Machang Road, Hexi District, Tianjin 300203, People's Republic of China
パース事務所	Level 7, 182 St Georges Terrace, Perth WA 6000, Australia
シドニー事務所	Level 7, 124 Walker Street, North Sydney NSW 2060, Australia

登録小型船舶教習所の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の三十二において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次のとおり登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更届出があつたので、同法第二十三条の三十二において準用する同法第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

令和八年六月二十五日

東北運輸局長　吉田　昭二

一　登録小型船舶教習実施機関の名称　青森県立八戸水産高等学校

二　登録小型船舶教習実施機関の代表者の氏名

（変更前）畑井　和人

（変更後）後村　敏明

三　変更年月日　令和八年四月一日

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第二十三条の三十二において準用する同法第十七条の五の規定に基づき、次のとおり登録小型船舶教習所に係る登録事項の変更届出があつたので、同法第二十三条の三十二において準用する同法第十七条の十五第二号の規定により、公示する。

令和八年六月二十五日

東北運輸局長　吉田　昭二

一　登録小型船舶教習実施機関の名称　岩手県立久慈翔北高等学校

二　登録小型船舶教習実施機関の代表者の氏名

（変更前）村山　薫美

（変更後）三森　　健

三　変更年月日　令和八年四月一日

産　　業

日本産業規格

令和８年６月25日に下記の日本産業規格を改正したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和８年６月25日

厚生労働大臣　上野賢一郎

記

改正された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

労働安全衛生マネジメントシステム―要求事項及び利用の手引	Q45001
労働安全衛生マネジメントシステム―要求事項及び利用の手引―安全衛生活動などに対する追加要求事項	Q45100

（内容省略）

備考　内容は、日本産業標準調査会ホームページ（https://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課においても閲覧に供する。

令和８年６月25日に下記の日本産業規格を制定したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和８年６月25日

経済産業大臣　赤澤　亮正

国土交通大臣　金子　恭之

記

制定された日本産業規格

（日本産業標準調査会審議）

コンクリート及びコンクリート構成材料に固定化した二酸化炭素の定量―第１部：定量方法	A1016―1
コンクリート及びコンクリート構成材料に固定化した二酸化炭素の定量―第２部：酸分解―逆滴定法による測定	A1016―2
コンクリート及びコンクリート構成材料に固定化した二酸化炭素の定量―第６部：熱分解―重量測定法による測定	A1016―6

（内容省略）

備考　内容は、日本産業標準調査会ホームページ（https://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課、各経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局経済産業部並びに国土交通省住宅局住宅生産課においても閲覧に供する。

労　働

船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示

九州運輸局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第３項及び第７項の規定に基づき、九州漁業（底びき網）最低賃金（令和７年九州運輸局最低賃金公示第４号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項及び第35条第２項並びに船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第８条の規定により公示する。

令和８年６月25日

九州運輸局長　日向　弘基

１．九州漁業（底びき網）最低賃金第５項中、「200,200円」を「208,200円」に改める。

附　則

この公示は、令和８年７月25日から効力を生ずる。

公　告

諸　事　項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

公示催告

失踪に関する届出の催告

失踪宣告

除権決定

破産手続開始

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続終結

破産手続終結及び免責許可決定

破産債権の届出期間及び一般調査期日

破産債権の届出期間及び一般調査期間

特別清算開始

令和８年（ヒ）第２号
鹿児島県伊佐市大口下殿１０２３番地
清算株式会社　株式会社山幸イーティーセンター
代表清算人　　山口幸博
１　決定年月日　令和８年６月１１日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
鹿児島地方裁判所加治木支部

特別清算終結

令和８年（ヒ）第７号
京都市下京区朱雀分木町２８番地の１
清算株式会社　株式会社西勇
１　決定年月日　令和８年６月９日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
京都地方裁判所第５民事部

令和７年（ヒ）第５０１号
福島市荒町２番１２号
清算株式会社　昭和ビル株式会社
１　決定年月日　令和８年６月１０日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
福島地方裁判所第一民事部

令和8年（ヒ）第3005号
大阪市鶴見区今津中五丁目１番２０号
清算株式会社　東都株式会社
１　決定年月日　令和8年6月11日
２　主文　　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和8年（ヒ）第3006号
大阪市鶴見区今津中五丁目１番２０号
清算株式会社　株式会社テクノ東都
１　決定年月日　令和8年6月11日
２　主文　　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第２０１０号
東京都台東区上野１丁目７－３－３F
清算株式会社　株式会社バランススタイル
代表清算人　奥谷侑加
１　決定年月日　令和８年６月10日
２　主文　次の協定を認可する。
協　定
第１　協定債権の定義
本協定において、協定債権とは、別紙「債権者一覧表」記載の「債権額（解散日までの利息及び損害金含む）」欄に記載の債権額並びに解散日の翌日以降の遅延損害金をいう。
第２　協定債権の免除
各協定債権者は、清算株式会社に対し、本協定認可決定確定時に、各協定債権につき、それを全額免除する。
第３　残余財産発見時の弁済
清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これをすみやかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、前項による免除は新たにされた弁済の限度で効力を失う。
以　上
（別紙省略）
東京地方裁判所民事第２０部

再生計画認可

小規模個人再生による再生手続開始

小規模個人再生による再生債権の特別異議申述期間

小規模個人再生による書面決議に付する決定

給与所得者等再生による再生手続開始

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

給与所得者等再生による再生計画認可

所在等不明共有者の持分の取得の裁判に関する異議の催告

所有者不明土地及び建物管理命令に関する異議の催告

所有者不明土地管理命令に関する異議の催告

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年六月十七日
掲載頁　一一七頁（号外第一三三号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年六月十七日
掲載頁　一一六頁（号外第一三三号）

令和八年六月二十五日
東京都板橋区三園一丁目四四番二五号
（甲）株式会社誠
代表取締役　加藤　周
埼玉県さいたま市岩槻区仲町二丁目二番二一号
（乙）株式会社アルファ建材
代表取締役　加藤　周

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年六月十六日
掲載頁　四十六頁（号外第一三二号）

（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　令和八年六月八日
掲載頁　六十一頁（号外第一二六号）

令和八年六月二十五日
東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号
（甲）レオス・キャピタルパートナーズ
株式会社
代表取締役　湯浅　光裕
東京都千代田区丸の内一丁目一一番一号
（乙）株式会社Ｋｉｆｆｙ
代表取締役　遠藤　美樹

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月五日
掲載頁　一三六頁（号外第一二五号）
令和八年六月二十五日
東京都港区高輪四丁目一〇番一八号
（甲）ＩＱＶＩＡソリューションズジャパン合同会社
代表社員　アイキューヴィア・アイイーエス・ユーロピアン・ホールディングス
職務執行者　宇賀神史彦
東京都港区高輪四丁目一〇番一八号
（乙）株式会社ＰＪ　Ｍｏｎｏｃｅｒｏｓ－ＯＯ
代表取締役　西　裕志

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）及び（乙）
掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月十五日
掲載頁　五十四頁（号外第一三一号）
令和八年六月二十五日
岐阜市茜部中島三丁目一九番地
（甲）吉田金属株式会社
代表取締役　岡崎　郁也
岐阜市茜部中島三丁目一九番地
（乙）株式会社ヨシキンコーポレーション
代表取締役　岡崎　郁也

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載　官報
掲載の日付　令和七年九月一日
掲載頁　一〇〇頁（号外第一九七号）
（乙）掲載紙　伊勢新聞
掲載の日付　令和八年六月二十五日
掲載頁　四頁
令和八年六月二十五日
三重県松阪市鎌田町二五三番地五
（甲）松阪興産株式会社
代表取締役　中川　祐
三重県津市香良洲町二六三番地
（乙）今村酒造株式会社
代表取締役　中川　祐

合併公告

左記法人は、合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

各法人の社員総会の承認決議は、令和八年一月九日に終了しております。

なお、この合併については令和八年六月十五日付で大阪府知事の認可を得ております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十五日
大阪市北区角田町八番一号梅田阪急ビルオフィスタワー二一階
（甲）医療法人若葉会
理事長　西垣　秀尊
神奈川県川崎市麻生区上麻生六丁目二八番二〇号
（乙）医療法人若葉会
理事長　西垣　圭祐

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営む仮想経済圏プラットフォームに関する事業に関して有する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので、公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）https://www.docomo.ne.jp/
令和八年六月二十五日
東京都千代田区永田町二丁目一一番一号
（甲）ＮＴＴドコモ・プレイスペース株式会社　代表取締役　中野　誠
東京都千代田区永田町二丁目一一番一号
（乙）株式会社ＮＴＴドコモ
代表取締役　前田　義晃

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の「ｌｏｔｓｆｕｌ」の名称のもとで運営する、企業とタレント（業務委託契約にて稼働する副業人材をいう。）とのマッチング・プラットフォーム事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）https://persol-innovation.co.jp/company/public-notice/
令和八年六月二十五日
東京都品川区上大崎二丁目一三番三〇号ｏａｋｍｅｇｕｒｏ八階
（甲）株式会社ｌｏｔｓｆｕｌ
代表取締役　坂田みどり（田中みどり）
東京都港区南青山一丁目一五番五号
（乙）パーソルイノベーション株式会社
代表取締役　大浦　征也

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の「コミックラーニング」サービスに係る事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）https://persol-innovation.co.jp/company/public-notice/
令和八年六月二十五日
東京都新宿区新宿二丁目八番八号
（甲）株式会社シーベースコンサルティング　代表取締役　深井　幹雄
東京都港区南青山一丁目一五番五号
（乙）パーソルイノベーション株式会社
代表取締役　大浦　征也

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の営む一切の事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。
（乙）掲載　官報
掲載の日付　令和八年六月十八日
掲載頁　一〇六頁（号外第一三四号）
令和八年六月二十五日
東京都目黒区大橋二丁目二四番三号
（甲）株式会社Ｉｎｄｕｓｔｒｙ　Ｘ
代表取締役　根上　幸久
東京都目黒区大橋二丁目二四番三号
（乙）ネミー株式会社
代表取締役　根上　幸久

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の労働者派遣事業等に関して有する権利義務を承継し、乙はそれを甲に承継させることにいたしました。

この吸収分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://affector.co.jp/koukoku.html
（乙）https://bclabo.co.jp/koukoku.html
令和八年六月二十五日
川崎市川崎区砂子一丁目二番地四
（甲）株式会社アフェクター
代表取締役　本多　大弥
大阪市中央区淡路町一丁目四番九号
（乙）株式会社ＢＣラボ
代表取締役　吉田　眞教

吸収分割公告

左記会社は吸収分割して甲は乙の労働者派遣事業等に関して有する権利義務を承継し、乙はそれを甲に承継させることにいたしました。

この吸収分割に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.aspark.co.jp/koukoku/
（乙）https://cuore-tech.co.jp/koukoku.html
令和八年六月二十五日
大阪市北区鶴野町一番九号
（甲）株式会社アスパーク
代表取締役　吉田　眞教
大阪市北区中崎二丁目一番四号
（乙）株式会社クオーレテック
代表取締役　中西　惇

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社Ｅｌｅｐｈａｎｔとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十五日

札幌市中央区大通西二十一丁目一番一二号

合同会社Ｅｌｅｐｈａｎｔ

代表社員　柳町　克彦

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十五日

岩手県北上市上江釣子一二地割三五番地

合同会社ハイブリッチ

代表社員　髙橋　佐

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社パルとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十五日

茨城県ひたちなか市大字東石川三〇七〇番地七アドバンフォースビル三Ｆ

合同会社パル

代表社員　堂野　恵

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十五日

東京都世田谷区太子堂四丁目一八番一五号マガザン三軒茶屋二―三Ｆ―三

合同会社Ｑ―ＭＥ

代表社員　種村　賢飛

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十五日

東京都港区三田五丁目二番二二号ザ・パークハウス三田ガーデン二〇一

合同会社エードット

代表社員　田中明由未

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

効力発生日は令和八年七月二十七日であり、組織変更後の商号はＳｔａｒＰａｔｈ株式会社とします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十五日

東京都中央区日本橋室町一丁目一一番一二号日本橋水野ビル七階

ＳｔａｒＰａｔｈ合同会社

代表社員　李　昂

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十五日

川崎市川崎区大島一丁目一一―九リラシオン６Ｇ

合同会社ＴＹ電設

代表社員　山岡　樹

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

組織変更後の商号は株式会社ヘンケンラボとします。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十五日

神奈川県厚木市旭町一丁目一五番八号県央ビル二Ｆ

合同会社ヘンケンラボ

代表社員　堂野　晶敬

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十五日

名古屋市中区金山二丁目四番二三号ＧＭさかい一階

合同会社ＳＰＩＣＥ　ＴＥＮＧＯＫＵ

代表社員　石橋　聖也

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。効力発生日は令和八年八月一日であり、組織変更後の商号は株式会社対話のＮｕｋａｄｏｋｏとします。この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十五日

長崎市滑石三丁目一九番六二号

合同会社対話のＮｕｋａｄｏｋｏ

代表社員　柿田安岐子

組織変更公告

当社は、株式会社に組織変更することにいたしました。

この組織変更に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十五日

熊本県八代市本町三丁目三番一号

富田合資会社

代表社員　富田　正夫

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千九十三億一千二百四十九万三千七百六円から五百六十八億八千六百七万四千九百三十六円減少し五百二十四億二千六百四十一万八千七百七十円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.cr.mufg.jp/corporate/company/financial_affairs/index.html

令和八年六月二十五日

東京都文京区本郷三丁目三三番五号

三菱ＵＦＪニコス株式会社

代表取締役社長　角田　典彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を九百九十万円減少し十万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年八月一日であり、株主総会の決議は、令和八年六月十一日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://k.secure.freee.co.jp/companies/777598/announces

令和八年六月二十五日

東京都港区南青山二丁目二番一五号ウィン青山一二一〇号室　株式会社モトマックス

代表取締役　大山　泉之

資本金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金の額が増加することを条件として、資本金の額を金十億円減少し金一億円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年七月三十一日であり、株主総会の決議は、令和八年六月十七日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年四月一日

掲載頁　八十九頁（号外第七十八号）

令和八年六月二十五日

東京都千代田区神田神保町二丁目一〇番地四ＰＭＯ神保町一一階

ＲＥＭＯＷ株式会社

代表取締役　矢作　康介

資本金の額の減少公告

当社は、募集株式の発行により資本金の額が増加することを条件として、資本金の額を一億四千九百九十九万九千百二十円減少し、減少額全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年六月十六日

掲載頁　五十六頁（号外第一三二号）

令和八年六月二十五日

東京都渋谷区富ヶ谷二―一―九アーバンテラス２１

株式会社Ｂａｃｅ

代表取締役　山下　貴嗣

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

令和八年六月二十五日

東京都渋谷区西原二丁目二九番一号

有限会社オカダ・エステート

代表取締役　河村　京子

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七千五百七十五万五千円減少し、減少する資本金の額の全額を資本準備金とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年六月二十五日

大阪府茨木市彩都あさぎ七丁目七番一五号

株式会社ステムリム

代表取締役　岡島　正恒

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億九千九百九十九万三千六百円減少することにいたしました。

ただし、同時に株式の発行により増額いたしますので、効力発生日後の資本金の額は同日前を下回ることはありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

https://www.nankai.co.jp/group/nms/koukoku/nnv.html

令和八年六月二十五日

大阪市中央区難波五丁目一番六〇号

ＮＡＮＫＡＩ　ＮＥＸＴ　Ｖｅｎｔｕｒｅｓ株式会社　代表取締役　古山　邦彦

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億六百六十二万一千六百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年六月二十五日

神戸市中央区京町八三番地三宮センチュリービル

株式会社キムラタン

代表取締役　九鬼祐一郎

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二、一二二、九三五、五六〇円減少し一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年七月二十八日であり、株主総会の決議は、令和八年六月二十五日に予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年六月二十五日

福岡県北九州市小倉北区熊本二丁目一〇番一〇号

株式会社ウチヤマホールディングス

代表取締役　山本　武博

準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を全額減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社に確定した最終事業年度はありません。

令和八年六月二十五日

広島市中区国泰寺町一丁目三番一一―三〇四号　高見製函ホールディングス株式会社

代表取締役　高見　仁

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十九億三千二百二十五万五千四百五十円減少し、その減少額全額を資本準備金に振り替え、増加後の資本準備金の額を四十億九千三百五十一万九百円減少し、資本金の額を一億円、資本準備金の額を零円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年六月二十五日

東京都品川区西五反田二丁目一二番一九号

株式会社テクノマセマティカル

代表取締役　田中　正文

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金一億八千五百万円、資本準備金の額を金一億八千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和七年十一月二十七日

掲載頁　一二一頁（号外第二五九号）

令和八年六月二十五日

東京都港区芝浦三丁目一四番六号

株式会社ピー・エス・インターナショナル

代表取締役　濱口　直太

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、令和八年七月三十一日付で予定しているＡ種優先株式発行が効力を生じることを条件として、資本金及び資本準備金の額をそれぞれ五十億円減少することにいたしました。

ただし、同時に優先株式の発行により資本金及び資本準備金の額がそれぞれ増加いたしますので、効力発生日後の資本金及び資本準備金の額は同日前を下回ることはありません。

そのため、株主総会の決議を経ずに決定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

令和八年六月二十五日

大阪府門真市新橋町二番一一号

東和薬品株式会社

代表取締役社長　吉田　逸郎

基準日設定につき通知公告

当社は、令和八年七月十日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、その所有する株式一株を五百株とする株式分割により株式の割当てを受ける株主と定めましたので公告します。

令和八年六月二十五日

神奈川県大和市福田七丁目三九番地一三

プラストリーホールディングス株式会社

代表取締役　村野　公紀

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月二十五日

埼玉県比企郡滑川町大字都七七番地一号

株式会社エーディーシー

代表取締役社長　持田　博史

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月二十五日

埼玉県新座市畑中一丁目二二番二八号

大東電気株式会社

代表取締役　大久保　平

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月二十五日

東京都豊島区池袋二丁目六八番五号

大江戸観光株式会社

代表取締役　田中　寛

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月二十五日

川崎市川崎区藤崎三丁目七番六号

太平洋總業サービス株式会社

代表取締役　飯島　一浩

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月二十五日

静岡県榛原郡吉田町神戸二七五〇番地の一

フジ工業株式会社

代表取締役　石橋　輝彦

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月二十五日

鳥取県米子市安倍二二番地の一

みつわビル管理株式会社

代表取締役　松井　直哉

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月二十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月二十五日

徳島県三好市池田町マチ二四七五番地

株式会社山城もくもく

代表取締役　吉岡　章二

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月二十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月二十五日

高知県高知市五台山五〇一五番地一

高知県くみあい運輸株式会社

代表取締役　小島　信行

外国会社の全ての日本における代表者の退任公告

当社の全ての日本における代表者である太斎喜信が退任することに対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

令和八年六月二十五日

東京都豊島区目白三丁目一四番一八号二Ｆ

ＭＥＪＩＲＯ　ＩＮＣ

日本における代表者　太斎　喜信

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を十二億五千六百万円減少して九億九千四百万円とすることとしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終事業年度に係る貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報

掲載の日付　令和八年四月十日

掲載頁　一〇九頁（号外第八十五号）

令和八年六月二十五日

東京都港区元赤坂一丁目一番七―一〇〇六号

ＰＪＭＦ　Ｉｎｖｅｓｔｍｅｎｔｓ特定目的会社

取締役　菊地　耕平

優先資本金の額の減少公告

当社は、優先資本金の額を二十六億円減少し一億五百三十一万二千円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年七月二十七日であり、社員総会の決議は令和八年六月二十三日に終了しております。

この決定に対して異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月九日

掲載頁　七十八頁（号外第八十四号）

令和八年六月二十五日

東京都千代田区丸の内二丁目四番一号

タワー・ストリート特定目的会社

取締役　本吉　進

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金三百億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和七年七月十四日

掲載頁　一四四頁（号外第一六一号）

令和八年六月二十五日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

さくら・ホールディング特定目的会社

取締役　北川　久芳

正誤

ページ	段	行	誤	正
七九			別表第２の２	別表第２の２
〃			（ヘ）	（ヘ）
〃	四	改正前欄	改正後欄	改正後欄
〃		改正後欄	（ヘ）	（ヘ）
〃		改正前欄	一二	五
〃		終りから一	それぞれ一行上げる。	
〃		改正後欄	一六	五
〃		終りから六	（ヒ）	（ヒ）
〃	五		(5)揚貨装置の使用禁止の記録	(5)揚貨装置の使用禁止の記録
〃			(ヒ)	(ヒ)
〃			(6)揚貨装具の使用禁止の記録	(6)揚貨装具の使用禁止の記録

令和八年一月十五日（号外第八号）公布国土交通省令第二号（船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく事業場の認定に関する規則の一部を改正する省令）

（原稿誤り）

四二ページ一九行目及び四五ページ八行目「移動し」の後に「、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り」を加える。

四三ページ改正後欄一八行目及び四五ページ改正後欄終りから四行目の次に次を加える。

（削る）

四三ページ改正前欄終りから五行目及び四五ページ改正前欄終りから二行目の次に次を加える。

第九条及び第十条　削除